

## 「ふくい年縞」「水月湖年縞」の登録商標の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県(以下「県」という。)や水月湖年縞のPRを図るため、「ふくい年縞」(商標登録第5837048号)および「水月湖年縞」(商標登録第5837049号)の登録商標(以下「商標」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(商標に関する権利)

第2条 商標に関する一切の権利は県に属する。

(商標の使用範囲)

第3条 商標を使用する指定商品または指定役務の区分および当該区分に属する指定商品または指定役務は、別表のとおりとする。

(使用許諾)

第4条 商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ福井県知事(以下「知事」という。)の許諾(商標法(昭和34年法律第127号)第31条第1項の規定による通常使用権の許諾をいう。)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県の機関が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (3) その他知事が適当と認める場合

(使用許諾の申請)

第5条 申請者は、使用許諾申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要が分かる資料(申請者が法人その他の団体である場合に限る。)
- (2) 商標の使用見本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用許諾書の交付等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条第1項の許諾(以下「使用許諾」という。)をするものとする。

- (1) 県の利益又は商標のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 商標の使用によって、商品の品質もしくは役務の質の誤認または他者の業務に係る商品もしくは役務と混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために使用すると認められる場合
- (4) 県の信用または品位を害すると認められる場合
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (6) 法令または公序良俗に反すると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
- (8) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (9) その他知事が不適当と認める場合

2 知事は、使用許諾をする場合は、使用許諾書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

- 3 知事は、使用許諾をする場合は、条件を付すことができる。
- 4 知事は、申請者が前条の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。
- 5 知事は、使用許諾をしない場合は、使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### （使用期間）

第7条 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）の商標の使用期間は、使用許諾の日から2026年3月31日までの間で知事が必要と認める日までとする。

- 2 前項の使用期間の満了後において、2026年3月31日までの間で引き続き商標を使用しようとするときは、改めて使用許諾を受けなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、使用者は、使用許諾された内容を変更しない限り、在庫整理の期間については、2026年3月31日までの間は引き続き商標を使用することができるものとする。

#### （使用料）

第8条 商標の使用料は、無料とする。

#### （遵守事項）

第9条 使用者は、商標の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品等の使用又はその宣伝広告に際しては、別記のとおり許諾番号をその商品等、包装、広告等に付すこと。ただし、知事が許諾番号を付さないことができると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 使用許諾された内容のみに使用すること。また、使用許諾に際して、「この商標は商品の品質を保証するものではないと記載すること」等知事による条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) 使用許諾を受けた商品等の完成品を、完成後30日以内に知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他商品等の状況が分かる資料の提出をもって代えることができる。
- (4) 商標の登録出願を行わないこと。
- (5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 商品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないよう管理および監督のために必要な措置を講ずること。
- (7) 商品等の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その他県から要請があった場合は、速やかに知事に商品等の使用状況を報告し、商品等を提出すること。
- (8) 他者による商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに県に報告すること。

#### （使用許諾事項の変更）

第10条 使用者は、使用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、変更許諾申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、改めて使用許諾を受けなければならない。

#### （使用許諾の取消し等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消し、使用者に対し商品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱または使用許諾の条件に違反したとき。
- (2) 第5条または前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 使用者が第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)その他商標の使用を継続することが不相当であると認めたとき。

- 2 前項の規定により使用許諾が取り消された場合において、使用者は、使用許諾を取り消された日から商標を使用することができないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の中止)

第12条 使用者は、商標の使用を中止しようとするときは、使用中止届（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用状況の報告等)

第13条 知事は、使用者に商標の使用状況について報告を求め、または調査することができるものとする。

(使用の非独占・県の非推奨等)

第14条 この要綱による使用許諾は、使用者が自己の商標とするなど、独占して商標を使用する権利を付与するものではなく、かつ、商品等または使用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

- 第15条 県は、使用許諾に係る商標の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 使用者は、商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
  - 3 使用者が商標の使用に際して、故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、商標の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年2月20日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	指定商品又は指定役務
第 9 類	<p><u>写真機械器具 映画機械器具 光学機械器具</u></p> <p>(1) 写真機械器具 雲台 カメラ 距離計 現像用・焼付け用・引き伸ばし用または仕上げ用の機械器具 三脚 シャッター ジャバラ スプール スライド映写機 セルフタイマー 閃光器 閃光電球 ファインダー フィルター フード フラッシュガン マガジン レリーズ レンズ 露出計</p> <p>(2) 映画機械器具 映写機 オーバーヘッド映写機用透明シート 現像用または仕上げ用の機械器具 撮影機 スクリーン 編集機 録音機械器具</p> <p>(3) 光学機械器具</p> <p>① 望遠鏡類 鏡筒 三脚 潜望鏡 双眼鏡 反射鏡 プリズム 望遠鏡 レンズ</p> <p>② 顕微鏡類 拡大鏡 鏡筒 金属顕微鏡 生物顕微鏡 反射鏡 プリズム 偏光顕微鏡 立体鏡レンズ</p> <p>(備考)「写真機械器具」は、「デジタルカメラ」及び第1類「写真材料」に類似と想定する。</p> <p><u>電池</u> 乾電池 湿電池 蓄電池</p> <p><u>電気通信機械器具</u></p> <p>(1) 電話機械器具 インターホン 携帯電話機 自動交換機 手動交換機 電話機</p> <p>(2) 有線通信機械器具 印刷電信機 自動電信機 写真電送機 手動電信機 中継交換機 ファクシミリ</p> <p>(3) 搬送機械器具 音声周波伝送機械器具 ケーブル搬送機械器具 電力線搬送機械器具 裸線搬送機械器具 搬送中継機械器具</p> <p>(4) 放送用機械器具 テレビジョン受信機 テレビジョン送信機 ラジオ受信機 ラジオ送信機</p> <p>(5) 無線通信機械器具 携帯用通信機械器具 航空用通信機械器具 固定局多重通信機械器具 固定局単一通信機械器具 車両用通信機械器具 船舶用通信機械器具</p> <p>(6) 無線応用機械器具 乗物用ナビゲーション装置 ビーコン機械器具 方向探知機 レーダー機械器具 ロラン機械器具</p> <p>(7) 遠隔測定制御機械器具</p> <p>(8) 音声周波機械器具 ICレコーダー 拡声機械器具 携帯型オーディオプレイヤー コンパクトディスクプレイヤー ジュークボックス テープレコーダー 電気蓄音機 レコードプレイヤー 録音機械器具</p> <p>(9) 映像周波機械器具 DVDプレイヤー DVDレコーダー デジタルカメラ デジタルフォトフレーム ビデオカメラ ビデオディスクプレイヤー ビデオテープレコーダー</p> <p>(10) 電気通信機械器具の部品及び付属品 アンテナ キャビネット 携帯電話機用ストラップ コイル</p>

磁気テープレーザー 磁気テープクリーナー 磁気ヘッドイレーザー  
磁気ヘッドクリーナー スピーカー 台架類 ダイアル 通信機械用ヒューズ  
テープレコーダー用テープ 転換器 電気通信機械器具接続器  
電気通信機械器具用蓄電器 電気通信機械器具抵抗器 配線盤 ピックアップ  
ビデオテープ 表示灯 フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器  
マイクロホン レコードクリーナー レコード原盤 レコードスプレー

(備考) 1 「デジタルカメラ」は、「写真機械器具」に類似と推定する。

2 「デジタルフォトフレーム」は、第16類「写真立て」に類似と推定する。

#### 電子応用機械器具及びその部品

(1) 電子応用機械器具（「カイガー計数器・高周波ミシン・サイクロトロン・産業用X線機械器具・産業用ベータートロン・磁気探鉱機・磁気探知機・地震探鉱機械器具・水中聴音機械器具・超音波応用測深器・超音波応用探傷器・超音波応用探知機・電子応用扉自動開閉装置・電子顕微鏡」を除く。）

① 電子計算機及びその周辺機器

光学式マウス スキャナー 電子計算機 電子計算機用ディスプレイ装置  
ハードディスクユニット プリンター

② 電子応用静電複写機 電子式卓上計算機 電子辞書 ワードプロセッサ

(2) 電子管

X線管 光電管 真空管 整流管 ブラウン管 放電管

(3) 半導体素子

サーミスター ダイオード トランジスター 発光ダイオード

(4) 電子回路（「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路」を除く。）

集積回路 大規模集積回路

(5) 電子計算機用プログラム

(備考) 「電子計算機用プログラム」は、第42類「電子計算機用プログラムの提供」に類似と推定する。

(6) ガイガー計数器

(7) 高周波ミシン

(8) サイクロトロン

(9) 産業用X線機械器具

(10) 産業用ベータートロン

(11) 磁気探鉱機

(12) 磁気探知機

(13) 地震探鉱機械器具

(14) 水中聴音機械器具

(15) 超音波応用測深器

(16) 超音波応用探傷器

(17) 超音波応用探知機

(18) 電子応用扉自動開閉装置

(19) 電子顕微鏡

#### 眼鏡

(1) 眼鏡

運動用ゴーグル コンタクトレンズ サングラス 水中マスク 水中眼鏡  
鼻眼鏡 普通眼鏡 防じん眼鏡

(2) 眼鏡の部品及び付属品

コンタクトレンズ用容器 つる 鼻眼鏡のマウント 鼻眼鏡用鎖  
鼻眼鏡用ひも 眼鏡ケース 眼鏡ふき レンズ 枠

レコード インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル

(1) レコード

	<p>① EPレコード LPレコード  ② 録音済みの磁気カード・磁気シート及び磁気テープ  ③ 録音済みのコンパクトディスク  (2) インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル  インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル  <u>録画済みビデオディスク及びビデオテープ</u>  <u>消火器 消火栓 消火ホース 消火ホース用ノズル スプリンクラー消火装置</u></p>
第 16 類	<p><u>紙製包装用容器</u>  紙箱 紙袋 段ボール箱 ファイバー箱  <u>プラスチック製包装用袋</u>  <u>紙製のぼり 紙製旗</u>  <u>衛生手ふき 紙製タオル 紙製テーブルナプキン 紙製手ふき 紙製ハンカチ</u>  <u>紙類</u>  (1) 洋紙  印刷用紙 インディアペーパー カーボン原紙 グラシンペーパー 新聞用紙  吸い取り紙 タイプライターペーパー トイレトペーパー 筆記図画用紙  包装用紙 ライスペーパー 硫酸紙 ろ紙  (2) 板紙  アイボリー紙 色板紙 黄板紙 白板紙 心紙 段ボール原紙 チップボード紙  表紙 ポストカード紙 ルーフィング原紙  (3) 和紙  温床紙 傘紙 火薬包み紙 がんび紙 工芸紙 こうぞ紙 証券紙 障子紙  書道用紙 仙貨紙 ちり紙 典具じょう紙 謄写原紙用紙 鳥の子紙  ナプキン紙 複写紙 奉書紙 ろ紙  (4) 加工紙  紙製レース 擬革紙 ジャガードカード 耐酸紙 段ボール パラフィン紙  ふすま紙 防火紙 防かび紙 防水紙 防錆紙 防油紙 りん光紙  (5) セロハン類  普通セロハン 防湿セロハン  (6) 合成紙  <u>文房具類</u>  (1) 紙製文房具  アルバム カード カーボンペーパー けい紙 スクラップブック  スケッチブック スコアカード スコアブック 帳簿 手帳 伝票  謄写原紙 トレーシングクロス トレーシングペーパー ノートブック  便せん 封筒 方眼紙 名刺用紙 用せん ルーズリーフ用紙  (2) 筆記用具  鉛筆 キャップ 骨筆 サインペン シャープペンシル 石筆 鉄筆 白墨  フェルトペン ペン先 ペン軸 ボールペン 万年筆 毛筆  (3) 絵画用材料  イーゼル 絵絹 画板 カンバス クレヨン 刷毛 パステル パレット 木炭  (4) インキ インキ消し インキつぼ 印章 印章入れ 印章用マット 印肉  鉛筆削り (電気式のものを除く。) 画びょう クリップ 消しゴム 黒板  黒板ふき 下げ札 シール しおり 下敷き 修正液 修正テープ 定規  状差し 書類挟み すずり スタンプ台 ステープラ (電動式のものを除く。)  ステッカー 墨 石ばん 接着テープ 接着テープディスペンサー そろばん  短冊 地球儀 値札 はり札 番号印 日付印 筆立て 筆箱 文鎮 分度器  ペーパーナイフ 墨汁 水引 指サック  <u>印刷物</u></p>

	<p>絵はがき 楽譜 歌集 カタログ カレンダー 雑誌 時刻表 書籍 新聞 地図 日記帳 ニュースレター パンフレット</p>
第 18 類	<p><u>皮革製包装容器</u> <u>かばん類 袋物</u> (1) かばん類 折りかばん 肩掛けかばん グラッドストーン こうり 書類入れかばん スーツケース 手提げかばん トランク ハンドブック ポストンバッグ ランドセル リュックサック (2) 袋物 お守り入れ カード入れ 買物袋(車付きのものを含む。) がま口 キーケース 巾着 財布 パス入れ 名刺入れ (備考)「かばん類 袋物」は、第 2 1 類「洗面用具入れ」に類似と推定する。 <u>携帯用化粧道具入れ</u> <u>傘</u> (1) 折り畳み式傘 からかさ 蛇の目傘 晴雨兼用傘 ビーチパラソル 日傘 洋傘 (2) 傘カバー 傘用柄 洋傘金具 洋傘の骨 洋傘袋 (備考)「洋傘金具」は、「かばん金具 がま口口金 蹄鉄」、第 6 類「金属性金具(「安全錠・鍵・鍵用金属製リング・南京錠」を除く。)、第 1 1 類「水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー」、第 1 7 類「ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー」、第 2 0 類「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター(金属製のものを除く。)座金及びワッシャー(金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。)」及び第 2 6 類「被服用はとめ」に類似と推定する。 <u>ステッキ つえ つえ金具 つえの柄</u> <u>皮革</u> (1) 革ひも (2) 原革 原皮 なめし革 (3) 毛皮 <u>かばん金具 がま口口金 蹄鉄</u> (備考)「かばん金具 がま口口金 蹄鉄」は、「洋傘金具」、第 2 5 類「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」、「げた金具」及び第 2 6 類「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類似と推定する。</p>
第 21 類	<p><u>ガラス製又は陶磁製の包装用容器</u> (1) ガラス製包装用容器(「ガラス製栓・ガラス製ふた」を除く。) 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器 薬品用容器 (2) 陶磁製包装用容器 (3) ガラス製栓 ガラス製ふた <u>台所用品(「ガス湯沸かし器・加熱器・調理台・流し台」を除く。)</u> (1) 鍋類 コーヒー沸かし(電気式のものを除く。) 鉄瓶 やかん ①鍋類 釜 調理用鉄板 鍋 はんごう フライパン 蒸し器 ②コーヒー沸かし(電気式のものを除く。) 鉄瓶 やかん (2) 食器類 ①きゅうす コップ 杯 皿 サラダボール 重箱 茶碗 ディッシュカバー デカンダー 徳利 鉢 ビールジョッキ 弁当箱 水差し 湯飲み わん ②菓子缶 たる 茶缶 つぼ パン入れ (3) 携帯用アイスボックス 米びつ 食品保存用ガラス瓶 水筒 魔法瓶</p>

(4) 調理用具 アイスペール こしょう入れ 砂糖入れ ざる  
 塩振り出し容器 しゃもじ じょうご ストロー 膳 栓抜 卵立て  
 タルト取り分け用へら ナプキンホルダー ナプキンリング 鍋敷き はし  
 はし箱 ひしゃく ふるい 盆 ようじ ようじ入れ  
 ① 調理用具  
 泡立て器 魚ぐし こし器 シェーカー  
 手動式のコーヒー豆ひき器及びこしょうひき すりこぎ すりばち 大根卸し  
 まな板 麺棒 焼き網 レモン絞り器 ワッフル焼き型(電気式のものを除く。)  
 ② アイスペール こしょう入れ 砂糖入れ ざる 塩振り出し容器 しゃもじ  
 じょうご ストロー 膳 栓抜 卵立て タルト取り分け用へら  
 ナプキンホルダー ナプキンリング 鍋敷き はし はし箱 ひしゃく ふるい  
 盆 ようじ ようじ入れ

貯金箱

花瓶 水盤

ガラス基礎製品(建築用のものを除く。)

網入り板ガラス 合わせ板ガラス 色板ガラス 型板ガラス ガラス管  
 ガラス球 ガラス棒 変わり板ガラス 管球ガラス 感光ガラス 強化ガラス  
 紫外線透過ガラス 赤外線吸収ガラス 装飾ガラス 導電ガラス 発行ガラス  
 普通板ガラス 放射線遮断ガラス 泡まつガラス 理化学ガラス  
 レンズ用ガラス

清掃用具及び洗濯用具

くまで 洗濯板 洗濯挟み 洗濯ブラシ 洗面器 雑巾 たらい たわし  
 ちりかご ちり取り バケツ 張り紙 ほうき モップ 物干しざお  
 物干し用ハンガー

植木鉢 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 じょうろ

第 24 類

織物(「畳べり地」を除く。)

- (1) 綿織物類  
綿織物 落綿織物
- (2) 麻織物  
亜麻織物 黄麻織物 大麻織物 ラミー織物
- (3) 絹織物類  
絹織物 絹紡織物 絹紡つむぎ糸織物
- (4) 毛織物  
梳毛織物 紡毛織物
- (5) 化学繊維織物  
合成繊維織物 再生繊維織物 半合成繊維織物
- (6) 無機繊維織物  
ガラス繊維織物 金属繊維織物
- (7) 混紡織物  
混紡麻織物 混紡化学繊維織物 混紡絹織物 混紡毛織物 混紡綿織物
- (8) 交織物  
麻絹交織物 麻毛交織物 麻綿交織物 化学繊維交織物 絹綿交織物  
絹毛交織物 ゴム交織物 無機繊維交織物 毛綿交織物
- (9) 細幅織物  
ゲートル地 ズボンつり地 バンド地
- (10) 紙織物 被覆ゴム糸織物

畳べり地

布製身の回り品

タオル 手ぬぐい ハンカチ ふくさ ふろしき



	<p>かや 敷布 布団 布団カバー 布団側 まくらカバー 毛布  (備考)「かや 敷布 布団 布団カバー 布団側 まくらカバー 毛布」は、  第20類「寝台」に類似と推定する。</p> <p><u>ふきん</u>  <u>シャワーカーテン</u>  <u>織物製椅子カバー 織物製壁掛け カーテン テーブル掛け どん帳</u>  <u>フェルト及び不織布</u>  (1) フェルト  圧縮フェルト 織りフェルト  (2) 不織布</p>
第25類	<p><u>被服</u>  (1) 洋服 コート セーター類 ワイシャツ類  ① 洋服  イブニングドレス 学生服 子供服 作業服 ジャケット ジョギングパンツ  スウェットパンツ スーツ スカート スキージャケット スキーズボン  ズボン スモック 礼服  ② コート  オーバーコート トッパーコート マント レインコート  ③ セーター類  カーディガン セーター チョッキ  ④ ワイシャツ類  開きんシャツ カフス カラー スポーツシャツ ブラウス ポロシャツ  ワイシャツ  (2) 寝巻き類 下着 水泳着 水泳帽  ① 寝巻き類  ナイトガウン ネグリジェ 寝巻き パジャマ バスローブ  ② 下着  アンダーシャツ コルセット コンビネーション シュミーズ ズボン下  スリッパ パンツ ブラジャー ペチコート  ③ 水泳着 水泳帽  (3) キャミソール ティーシャツ  (4) 和服  帯 帯揚げ 帯揚げしん 腰ひも 腰巻 じゅばん だて締め だて巻き 長着  羽織 羽織ひも はかま 半えり  (5) アイマスク エプロン えり巻き 靴下 ゲートル 毛皮製ストール  ショール スカーフ 足袋 足袋カバー 手袋 ネクタイ ネッカチーフ  バンダナ 保温用サポーター マフラー 耳覆い  (6) ナイトキャップ 帽子</p> <p><u>履物</u>  (1) 靴類(「靴合わせくぎ・靴くぎ 靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。)  ① 雨靴 革靴 サンドル靴 スニーカー 地下足袋底 ブーツ 婦人靴  防寒靴 幼児靴  ② 内底 かかと 靴中敷き 靴用継ぎ目革 地下足袋底 履物用甲革  履物用つま先革 半張り底  (2) 靴合わせくぎ 靴くぎ 靴の引き手 靴びょう 靴保護金具  (備考)「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」は、第6類「金属製金具(「安全錠・鍵・  鍵用金属製リング・南京錠」を除く。)、第11類「水道蛇口用座金 水道  蛇口用ワッシャー」、第17類「ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及  びワッシャー」、第18類「かばん金具 がま口口金 蹄鉄」、第20類「カ</p>

ーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。）座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。）」及び第26類「被服用はとめ」に類似と推定する。

(3) げた 草履類

① げた

I あしだ こまげた サンダルげた ひよりげた

II げた金具 げた台 鼻緒

② 草履類

I 麻裏草履 皮草履 スリッパ フェルト草履 わらじ

II スリッパ底 草履表 草履底 籐表 鼻緒

(備考)「げた金具」は、「第6類「金属製金具（「安全錠・鍵・鍵用金属製リング・南京錠」を除く。）」、第11類「水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー」、第17類「ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー」、第18類「かばん金具 がま口口金 蹄鉄」、第20類「カーテン金具金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。）」及び第26類「被服用はとめ」に類似と推定する。

ガーター 靴下止め ズボンつり バンド ベルト

仮装用衣服

運動用特殊衣服

(1) 運動用特殊衣服（「水上スポーツ用特殊衣服」を除く。）

アノラック 空手衣 グランドコート 剣道衣 柔道衣 スキー競技用衣服

ヘッドバンド ヤッケ ユニフォーム及びストッキング リストバンド

(2) 水上スポーツ用特殊衣服

サーフィン用ウェットスーツ 水上スキー用ウェットスーツ

運動用特殊靴

(1) 運動用特殊靴（「乗馬靴」及び「ウインドサーフィン用シューズ」を除く。）

ゴルフ靴 サッカー靴 スキー靴 スノーボード用靴 体操用靴 登山靴

ボウリング靴 ボクシング靴 ホッケー靴 野球靴 ラグビー靴 陸上競技用靴

(2) 乗馬靴

(3) ウインドサーフィン用シューズ

第28類

愛玩動物用おもちゃ

犬のおしゃぶり

おもちゃ 人形

(1) おもちゃ

① 金属製おもちゃ

おもちゃ時計 ころがしおもちゃ ゼンマイおもちゃ 電気式おもちゃ

フリクションおもちゃ ブローチ 呼びこ レバーアクションおもちゃ

② 木製又は竹製のおもちゃ

板物おもちゃ 抜き物おもちゃ 箱物おもちゃ ひき物おもちゃ

③ 紙製おもちゃ

色紙 写し絵 折り紙 紙風船 かるた 着せ替え 切り抜き 千代紙

ぬり絵

④ 布製おもちゃ

縫いぐるみ

⑤ プラスチック製おもちゃ

型押しおもちゃ ゼンマイおもちゃ 張り合わせおもちゃ 吹き込みおもちゃ

- ⑥ ゴム製おもちゃ  
型物おもちゃ ゴムまり 薄層物おもちゃ 張り合わせおもちゃ  
焼き物おもちゃ
- ⑦ おもちゃ楽器  
オルゴール 鉄琴 ハーモニカ ピアノ 木琴
- ⑧ セットおもちゃ  
組み立てセット 大工道具セット ままごとおもちゃ
- ⑨ 縁起くまで お手玉 おはじき おもちゃのけん銃 おもちゃの面  
おもちゃ花火 家庭用テレビゲーム機 きびがら クリスマスツリー  
携帯用液晶画面ゲーム機 こいのぼり 子供用片足スクーター  
ジグソーパズル 自動車型幼児用四輪車 シャボン玉おもちゃ 凧 粘土  
羽子板 羽根 ビー玉 目なしだるま 揺り木馬 幼児用三輪車  
幼児用プール 輪投げ

(2) 人形

- ① 日本人形  
おすわり人形 五月人形及びその付属品 こけし人形 さくら人形  
人形用被服 ひな人形及びその付属品
  - ② 西洋人形  
人形用被服 フランス人形 マスコット人形
- (備考)「おもちゃ 人形」は、「囲碁用具 将棋用具 歌がるた さいころ  
すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具  
チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札  
マーじゃん用具」に類似と推定する。

囲碁用具 将棋用具 歌がるた さいころ すごろく ダイスカップ  
ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具  
トランプ 花札 マーじゃん用具

(1) 囲碁用具

碁石 碁け 碁盤

(2) 将棋用具

こま台 将棋のこま 将棋盤

(3) 歌がるた さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム  
チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札  
マーじゃん用具

(備考)「囲碁用具 将棋用具 歌がるた さいころ すごろく ダイスカップ  
ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具  
ドミノ用具 トランプ 花札 マーじゃん用具」に類似と推定する。

遊戯用器具 ビリヤード用具

(1) 遊戯用器具

コリントゲーム器具 スマートボール器具 スロットマシン 抽選器  
ぱちんこ器具

(2) ビリヤード用具

キュー キュー用チョーク 球 点数表示板 ビリヤード台

運動用具

(登山用・サーフィン用・水上スキー用・スキューバダイビング用のものを除く。)

(1) 球技用具

- ① 野球用具
- ② ソフトボール用具
- ③ バスケットボール用具
- ④ バレーボール用具
- ⑤ ラグビー用具

	<p>⑥ サッカー用具  ⑦ アメリカンフットボール用具  ⑧ ハンドボール用具  ⑨ ドッジボール用具  ⑩ テニス用具  ⑪ 卓球用具  ⑫ バドミントン用具  ⑬ ゴルフ用具  ⑭ フィールドホッケー用具  ⑮ アイスホッケー用具  ⑯ ボウリング用具  ⑰ ゲートボール用具  ⑱ スカッシュ用具  ⑲ ラクロス用具  (2) 陸上競技用具  (3) カーリング用具 スキー用具 スケート用具 (「スケート靴」を含む。)  スノーボード用具  (4) ボクシング用具 弓道用具 フェンシング用具 剣道用具  (5) 体操用具 新体操用具  (6) トレーニング用具  ① 重量挙げ用具  ② 運動用固定式自転車及びそのローラー エキスパンダー  (7) 浮袋 サポーター シーソー 水泳用浮き板 スケートボード  スターターピストル すべり台 縄跳び用の縄 バトントワリング用バトン  パラグライダー ハンググライダー ぶらんこ ホイッスル ライン引き  ロージン  (8) 登山用ハーネス  (9) サーフィン用・水上スキー用・スキューバダイビング用運動用具  足ひれ ウインドサーフィン用のボード サーフボード サーフボード用バッグ  シュノーケル 水上スキー 水中銃  <u>釣り具</u>  浮き おもり たも網 突き棒 釣り糸 釣りざお 釣りざおケース 釣針  釣り用かご リール ルアー  <u>昆虫採集用具</u>  柄付き捕虫網 昆虫採集箱 昆虫胴乱 殺虫管 毒つば</p>
第30類	<p><u>茶</u>  ウーロン茶 紅茶 昆布茶 麦茶 緑茶  (備考)「ウーロン茶」「紅茶」は、「コーヒー」「ココア」に類似と推定する。  <u>コーヒー ココア</u>  (1) コーヒー  コーヒー コーヒー飲料 代用コーヒー 焙煎したコーヒー豆 ミルクコーヒー  (2) ココア  ココア チョコレート飲料 ミルクココア  (備考) 1「コーヒー」「ココア」は、「ウーロン茶」「紅茶」に類似と推定する。  2「コーヒー」は、第32類「コーヒーシロップ」に類似と推定する。  <u>菓子 パン サンドイッチ 中華まんじゅう ハンバーガー ピザ ホットドッグ</u>  <u>ミートパイ</u>  (1) 菓子  ① 和菓子</p>

	<p>甘栗 甘納豆 あめ あられ あんころ いり栗 いり豆 おこし  かりんとう ぎゅうひ 氷砂糖 (菓子) 砂糖漬け 汁粉 汁粉のもと  ぜんざい ぜんざいのもと せんべい だんご 練り切り 水あめ (菓子)  みつまめ 蒸し菓子 もち菓子 もなか もなかの皮 ゆで小豆 ようかん  らくがん</p> <p>② 洋菓子  アイスクャンデー アイスクリーム ウエハース カステラ 乾パン  キャラメル キャンデー クッキー クラッカー コーンカップ  シャーベット シュークリーム スポンジケーキ タフィー チューインガム  チョコレート ドーナツ ドロップ スガー パイ ビスケット  フルーツゼリー フローズンヨーグルト ボーロ ホットケーキ  ポップコーン マシュマロ 焼きりんご ラスク ワッフル</p> <p>(2) パン  あんぱん クリームパン ジャムパン 食パン バンズ</p> <p>(3) サンドイッチ 中華まんじゅう ハンバーガー ピザ ホットドッグ  ミートパイ</p> <p>(備考)「氷砂糖 (菓子) 水あめ (菓子)」は、「氷砂糖 水あめ」に類似と推定する。</p> <p><u>調味料</u>  (1) みそ  (2) ウースターソース グレービーソース ケチャップソース しょうゆ 食酢  酢の素 そばつゆ ドレッシング ホワイトソース マヨネーズソース  焼肉のたれ  (3) 角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽等 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ  水あめ  (備考)「氷砂糖 水あめ」、「氷砂糖 (菓子) 水あめ (菓子)」に類似と推定する。  (4) ごま塩 食塩 すりごま セロリーソルト  (5) うま味調味料  <u>ぎょうざ しゅうまい すし たこ焼き 弁当 ラビオリ</u></p> <p><u>氷</u>  氷 卓上氷 氷栓</p> <p><u>香辛料</u>  からし粉 カレー粉 こしょう粉 さんしょう粉 ちょうじ粉 とうがらし粉  につけい粉 わさび粉</p>
第 41 類	<p><u>技芸・スポーツ又は知識の教授、書籍の制作</u>  生け花の教授 学習塾における教授 空手の教授 着物着付けの教授  剣道の教授 高等学校における教育 語学の教授  国家資格取得講座における教授 茶道の教授 自動車運転の教授 柔道の教授  小学校における教授 水泳の教授 そろばんの教授 大学における教授  中学校における教授 テニスの教授 ピアノの教授 美容の教授 舞踏の教授  簿記の教授 洋裁の教授 理容の教授 知識の教授</p> <p><u>書籍の制作</u>  <u>映画の上映・制作又は配給</u>  <u>放送番組の制作</u>  <u>教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作</u>  (映画・放送番組・広告用のものを除く。)  <u>放送番組の制作における演出</u>  <u>書画の貸与</u></p>
第 43 類	<u>宿泊施設の提供</u>

	<p>(備考)「温泉施設を有する宿泊施設の提供」は、第44類「温泉施設の提供」に類似と推定する。</p> <p><u>宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ</u></p> <p><u>飲食物の提供</u></p> <p>(1) 日本料理を主とする飲食物の提供 うどん又はそばの提供 うなぎ料理の提供 すしの提供 てんぷらの料理の提供 とんかつ料理の提供</p> <p>(2) 西洋料理を主とする飲食物の提供 イタリア料理の提供 スペイン料理の提供 フランス料理の提供 ロシア料理の提供</p> <p>(3) 中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供 インド料理の提供 広東料理の提供 四川料理の提供 上海料理の提供 北京料理の提供</p> <p>(4) アルコール飲料を主とする飲食物の提供</p> <p>(5) 茶・コーヒー・ココア・清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供</p> <p><u>会議室の貸与 展示施設の貸与</u></p> <p><u>布団の貸与 まくらの貸与 毛布の貸与</u></p> <p><u>カーテンの貸与 家具の貸与 壁掛けの貸与 敷物の貸与</u></p> <p><u>おしぼりの貸与 タオルの貸与</u></p>
--	--

別記（第9条関係）

許諾番号は下記のとおり付すものとする。

「ふくい年縞」の場合                      ふくい年縞®福井県#0000

「水月湖年縞」の場合                      水月湖年縞®福井県#0000

備考

- (1)「0000」には使用許諾書（別記第2号様式）にて通知の許諾番号を記載すること。
- (2)変更申請に対する許諾については、新たに許諾番号を付すものとする。

「 」商標使用許諾申請書

福井県知事 様

(住所)  
(団体・法人名等)  
(代表者名)

「 」の商標の使用に関する要綱を遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、商標の使用の許諾を申請します。

商品・役務名			
商品・役務の種類 ・点数	種類		
	合計	点 ※サイズ、色が異なる場合も1点と数える	
具体的な使用内容 ※製造数量・サイズ、販売価格、販売先・場所等 (別紙可)			
加工食品製造場所	※食品販売の場合のみ記入		
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
許諾番号等の記載場所			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

【添付書類】

- (1) 申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体である場合に限る。）
- (2) 商標の使用見本
- (3) その他知事が必要と認める書類（営業許可証（写し）及び製造許可証（写し）（食品の場合のみ。ただし、保健所の許可が不要な食品の場合を除く。）

「 」商標使用許諾書

（団体・法人名等）  
（代表者名）

様

福井県知事

年 月 日付けで申請のありました標記商標の使用について、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	〇〇〇〇
許諾期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条 件	

【特記事項】

- ・「 」の登録商標の使用に関する要綱を遵守すること。なお、これらは必要に応じて変更することがあるため留意すること。
- ・商品等の使用又はその宣伝広告に際しては、「 ®福井県#0000（上記許諾番号）」をその商品等、包装、広告等に付すこと。ただし、知事が許諾番号を付さないことができると認められた場合は、この限りではない。
- ・商品等の完成品を、完成後30日以内に知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他商品等の状況が分かる資料の提出をもって代えることができる。
- ・使用許諾内容の変更をしようとする場合は、変更許諾申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、改めて使用許諾を受けること。
- ・使用期間の満了後においても引き続き使用しようとする場合は、使用期間の満了前に使用許諾申請書（別記第1号様式）を知事に提出し、改めて使用許諾を受けること。



「 商標使用不許諾通知書

（団体・法人名等）  
（代表者名）

様

福井県知事

年 月 日付けで申請のありました商標の使用については、下記のとおり許諾しませんので、通知します。

記

【許諾しない理由】

「 」商標変更許諾申請書

福井県知事 様

(住所)  
(団体・法人名等)  
(代表者名)

年 月 日付け許諾番号 で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更  
したいので、許諾を申請します。

変更内容			
変更理由			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

【添付書類】

- (1) 申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体である場合に限る。）
- (2) 商標の使用見本
- (3) その他知事が必要と認める書類（営業許可証（写し）及び製造許可証（写し）（食品の場合のみ。ただし、保健所の許可が不要な食品の場合を除く。））

「 」商標使用中止届

福井県知事 様

(住所)  
(団体・法人名等)  
(代表者名)

商標の使用を中止するので届け出ます。

使用許諾番号	
使用を中止する商品・ 役務名	
使用中止（予定）日	年 月 日
中止する理由	
備考	